

応援します！在宅ワーク

厚生労働省では、在宅就業を良好な就業形態とするための様々な支援を行っています。
ここでは、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」と在宅就業者総合支援事業（平成22年度は公益財団法人日本生産性本部へ事業委託）についてご紹介します。

在宅ワークとは・・・パソコンなどの情報通信機器を活用して、在宅で自営的にサービスの提供を行うもので、「テープ起こし」「データ入力」「ホームページ作成」「設計・製図」などの仕事があります。

■ 在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン

在宅ワークの契約の際には**ガイドライン**を守り、契約後に紛争が起こることを未然に防止し、安心して在宅ワークを行えるように努めましょう。

〈ガイドラインの概要〉

- ① 契約条件の文書明示（電子メールを含む）及びその保存
- ② 契約条件の適正化：報酬の支払、納期、継続的な注文の打切りの場合における事前予告等、契約条件の変更についての協議等
- ③ その他：注文者の協力、個人情報の保護、健康確保措置、能力開発に関する支援、担当者の明確化、苦情の自主的解決等

H22.3月に改正されました



詳しくは厚生労働省HPから →

在宅ワークガイドライン

検索

■ 在宅就業者総合支援事業

在宅ワークについて知りたい

Home Worker's Web（ホームワーカーズウェブ）

在宅ワーカーのための情報サイト ホームワーカーズウェブで、スムーズに在宅ワークを始め、仕事を続けていくために役立つ情報を提供しています。

●●●コンテンツ紹介●●●

在宅ワークについて知ろう

先輩ワーカーインタビュー

ワーカー同士で交流しよう

掲示板、SNS

最新情報をお届け

メールマガジン

セミナーに参加しよう

セミナー情報（動画配信あり）

eラーニング

能力チェック

メール相談など



アクセスはこちら

<http://www.homeworkers.jp>

このサイトは、厚生労働省が委託した公益財団法人日本生産性本部により運営されています。

基礎的セミナー

在宅ワークを始めるために必要な基本的な知識・ノウハウ・情報を提供します。

【対象】在宅ワークを新たに始めようとする方、始めて間もない方

【開催予定地】東京都(9/15, 1/19) 他2か所

在宅ワーク就業体験

実際の発注企業を講師に迎え、在宅ワークの基本的なスキル（データ入力からライティングまで）を体験することで、ご自身の適性を考えることができます。

【対象】在宅ワークを新たに始めようとする方、始めて間もない方

【開催予定地】東京都(10/19, 2/28) 他2か所

中級セミナー

実際の発注企業を講師に迎え、在宅ワークをグループで実施する場合のノウハウなど、受注能力を身につけるための実践的な指導を行います。

【対象】在宅ワークの受注能力を向上させたい方、仕事をする上での人的ネットワークをつくりたい方

【開催予定地】東京都 他2か所

セミナー修了者は**ホームワーカーズSNS**へ! → 在宅ワーカーのネットワーク形成、スキルアップを支援しています。

再就職セミナー

多様な就業形態の中から、ライフスタイルや就業観に合わせた再就職を支援します。

【対象】再就職・再就業を希望する方、再就職活動を行っている方

【開催予定地】東京都 他2か所



詳細はHPで! → メルマガの登録無料。セミナーイベント情報などをお届けします。

→ <http://www.homeworkers.jp>

相談事業（在宅ワークに関する相談・トラブル相談）

在宅ワーク相談室

在宅ワークの一般的な相談から、在宅ワークの受発注に関する法律や税務まで、電話、Eメールによる相談を受け付けております。詳しくは下記URLをご覧ください。
(仕事のあっせんは行っておりません。)

電話 03-3409-1140（土日・祝日を除く9:30~16:30）

メール <http://www.homeworkers.jp/faq/soudan.php>

厚生労働省では、適正な在宅就業を推進するため、以下の冊子を作成しています。

*在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン（発注者向け）

*在宅ワーカーのためのハンドブック（在宅ワーカー向け）



詳しくは厚生労働省HPから →

[在宅ワークガイドライン](#)

[検索](#)

インチキ内職に気をつけましょう。

在宅ワークを紹介するといって、事前に高額な登録料、講習料、教材費の支払いを要求する業者には十分注意しましょう。また、誰にでもできる簡単な仕事で高収入が得られるなどの「うまい話」は普通ありえません。契約条件は十分に確認し、内容は契約書等の書面できちんともらいましょう。

「インチキ内職」に遭わないためには、在宅ワーク希望者自身の注意が何よりも肝心です。

厚生労働省

平成22年度版

本リーフレットに関するお問い合わせは、厚生労働省雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課（03-5253-1111(7879)）まで。